

物件詳細一覧

物件 番号	所在地	施設名	設置場所	新設・既存切替	台数	市内事業者 優先枠	設置可能範囲※1 (1台あたり)	種別	付加機能 ※2	基本貸付料 ※3	前年度売上金額 (年間)※4	売上本数 (年間)※5	最低売上連動 貸付料率※6	物件情報・特記事項	所管課	連絡先 (直通)
1	浦添市安波茶1-1-1	浦添市役所①	地下1階 自販機コーナー	既存切替	1	-	横1.2m×奥行0.83m	飲料用	災害協定必要	12,879円	683,420円	5,078本	任意	物件番号1は飲料1台・食 用品1台を応れしてくださ い。①、②は2業者のうち 点数の高い業者が選択し て決定されます。 職員数848名(本庁舎内)	契約検査課	876-1304
				既存切替	1	-	横1.2m×奥行0.83m	食品用	災害協定必要	12,879円	195,050円	1,247本	任意			
	浦添市安波茶1-1-1	浦添市役所②		既存切替	1	-	横1.2m×奥行0.83m	飲料用	災害協定必要	12,879円	369,190円	2,769本	任意			
				既存切替	1	-	横1.2m×奥行0.83m	食品用	災害協定必要	12,879円	143,160円	887本	任意			
2	浦添市安波茶1-1-1	浦添市役所①		新規	1	-	横1.2m×奥行0.83m	飲料用	災害協定必要	12,879円	新規	新規	任意	物件番号2は飲料1台で応 れしてください。①、②、③ は3業者のうち点数の高い と業者から順に選択して決 定します。職員数848名 (本庁舎内)		
	浦添市安波茶1-1-1	浦添市役所②		新規	1	-	横1.2m×奥行0.83m	飲料用	災害協定必要	12,879円	新規	新規	任意			
	浦添市安波茶1-1-1	浦添市役所③		既存切替	1	-	横1.2m×奥行0.83m	飲料用	災害協定必要	12,879円	374,060円	2,341本	任意			
3	浦添市牧港5-22-2	牧港漁港①	漁民研修セン ター前	既存切替	1	-	横1.3m×奥行1.0m	飲料用	なし	2,527円	205,340円	1,671本	任意	物件番号3は飲料1台分を 応れしてください。①、②は 2業者のうち点数の高い業 者が選択して決定されま す。 ①は2台、②は3台設置す ることになります。 市への支払いも設置台数 分となります。 利用者:浦添・宜野湾漁業 協同組合員、食堂利用者 数、牧港漁港護岸整備工 事作業員、牧港港漁港施 設整備作業員	産業振興課	876-1245
			食堂前	既存切替	1	-	横1.3m×奥行1.0m	飲料用	なし	2,527円	1,104,000円	7,829本	任意			
	浦添市牧港5-22-2	牧港漁港②	製氷冷蔵施設前	既存切替	1	-	横1.3m×奥行1.0m	飲料用	なし	2,527円	458,750円	3,076本	任意			
			食堂前	既存切替	1	-	横1.3m×奥行1.0m	飲料用	なし	2,527円	841,640円	5,494本	任意			
			海ぶどう養殖場 前	既存切替	1	-	横1.3m×奥行1.0m	飲料用	なし	2,527円	228,610円	1,489本	任意			
4	浦添市内間2-18-1	内間市営住宅	A棟エレベーター ホール内	既存切替	1	-	横1.0m×奥行0.8m	飲料用	なし	8,239円	248,770円	1,820本	任意	物件番号4は飲料1台分を 応れしてください。点数の 高い業者が選定されます。 市への支払いは2台分と なります。A棟戸数:52 D棟戸数:36 市営住宅共用部分の電気 使用料金は入居者からの 共益費から支払われてお り、共益費を管理している 市営住宅管理人へ振込み ではなく、直接支払う必要 がある。	建築営繕課	876-1251
			D棟エレベーター ホール内	既存切替	1	-	横1.2m×奥行0.8m	飲料用	なし	8,239円	327,510円	2,383本	任意			
5	浦添市仲間2-53-1	浦添グスク・ようどれ館	北側	既存切替	1	-	横1m×奥行0.7m	飲料用	なし	10,321円	442,550円	3,117本	任意	物件番号5は飲料1台分を 応れしてください。職員数2 人、R5入館者7,250人	文化財課	876-1295

※1 設置可能範囲は現在使用許可を与えている面積となります。実際の貸付面積は施設所管課との協議により決定します。
※2 災害協定とは「緊急災害時における飲料提供に関する協定書」のことで。災害対応型自動販売機もしくは通常の自販機で鍵を貸与する提案が必要です。
※3 基本貸付料は令和元年度の行政財産使用料の実績値となっています。実際の基本貸付料については、自動販売機の設置面積により新たに算定します。
※4 前年度売上金額の算出期間は、令和5年8月分から令和6年7月分まで。売上額は千円未満切り捨て。
※5 令和5年8月分から令和6年7月分の売上本数。
※6 最低貸付料率については、任意とする。